

ただし、次の①、②および③に掲げる現物拠出財産の価額については、現物拠出財産の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明を受ける必要はない。

- ① 現物拠出財産のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）2条1項に規定する有価証券をいい、同条2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）の現物拠出財産価額が当該有価証券の市場価格として、次に定める方法により算定されるものを超えない場合

当該有価証券についての現物拠出財産の価額

（ア）現物拠出財産の価額を定めた日（以下（イ）までにおいて「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

（イ）価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法27条の2第6項（同法27条の22の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下（イ）において同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

- ② 現物拠出財産が医療法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた現物拠出財産の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合

当該金銭債権についての現物拠出財産の価額

- ③ 現物拠出財産の価額の総額が5百万円を超えない場合

当該現物拠出財産の価額

4) 基金の拠出者となる時期¹⁷

- ① 基金の引受人は、次に掲げる場合には、当該定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

（ア）募集要項で期日を定めた場合 当該期日

（イ）募集要項で期間を定めた場合 拠出の履行をした日

- ② ①にかかわらず、医療法人の成立前に基金を引き受ける者の募集をした場合には、医療法人の成立の時に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

5) 基金の返還¹⁸

- ① 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

- ② 医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

¹⁷ 平成19年3月30日医政発第0330051号 厚生労働省局長通知

¹⁸ 平成19年3月30日医政発第0330051号 厚生労働省局長通知

(ア) 基金（下記の 8）代替基金を含む。）の総額

(イ) 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

(ウ) 資本剰余金の価額

③ ②に違反して医療法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。④及び⑤において同じ。）は、当該医療法人に対し、連帯して、②に違反して返還された額を弁済する責任を負う。

④ ③にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

⑤ ③の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、②の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

⑥ ②に違反して基金の返還がされた場合においては、医療法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該医療法人に対して返還することを請求することができる。

6) 基金の返還に係る債権の取得の禁止¹⁹

① 医療法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができる。

(ア) 合併又は他の医療法人の事業の全部の譲受けによる場合

(イ) 医療法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

(ウ) 無償で取得する場合

② 医療法人が①の（ア）又は（イ）に掲げる場合に①の債権を取得したときは、当該債権は消滅しない。この場合においては、医療法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

7) 基金利息の禁止²⁰

基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

8) 代替基金²¹

① 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

② 代替基金は、取り崩すことができない。

③ 吸収合併存続医療法人（吸収合併後存続する医療法人をいう。以下③において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる合計額とする。

(ア) 吸収合併の直前の吸収合併存続医療法人の代替基金の額

(イ) 吸収合併の直前の吸収合併消滅医療法人（吸収合併により消滅する医療法人をいう。）の代替

¹⁹ 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330051 号 厚生労働省局長通知

²⁰ 医療法施行規則 30 条の 37 第 2 項

²¹ 医療法施行規則 30 条の 38